

一般社団法人日本ゴールボール協会  
入会規則

平成27年3月22日決定

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という。）定款第7条に基づき、会員の入会について必要な事項を定めることを目的とする。

(申 込)

第2条 協会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「入会申込書」を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(承 認)

第3条 理事会が、入会申込者の入会を承認するにあたっては、以下の事項を十分踏まえ、入会決定を行うこととする。

- (1) ゴールボール競技並びに障害者のスポーツに対して十分な理解があり、ゴールボール競技の振興を図る当協会の会員として相応しい個人あるいは団体であること。
- (2) 安定的な会費の納入が見込まれること。

(通 知)

第4条 理事会における入会の可否の決定後、協会は、その旨を本人に通知する。入会の承認を得た入会申込者は、会費を速やかに協会に納付しなければならない。

(会員証)

第5条 会費の納入確認後、協会は、会員に対して入会の連絡を行う。

附則

この規則は、平成27年3月22日から施行する。